

EPO:分割出願に関する規則改正

【規則改正】

EPO は、2009 年 3 月 25 日の管理理事会(Administrative Council)において、EPC 第 36 規則の改正を決定しました。現行制度では、出願が係属中であればいつでも分割出願を行うことができますが、この改正により分割出願可能な時期が以下のように制限されることとなります。本改正規則の発効日は、2010 年 4 月 1 日です。

- (a) 出願人が自発的に行う分割出願は、親出願(earliest application; **最先の出願**)に対する審査部からの最初の通知(first communication)から 24 ヶ月以内に行う必要がある。
- (b) 単一性違反の拒絶理由を受けて行う分割出願は、審査部が親出願(earlier application; 先の出願)に対して単一性違反(EPC 第 82 条違反)の拒絶理由を最初に通知してから 24 ヶ月以内に行う必要がある。

【経過措置】

上記改正規則は 2010 年 4 月 1 日以降に行われる分割出願に適用されますが、経過措置として移行規定が設けられています。移行規定では、改正後の第 36 規則による 24 ヶ月の期間が 2010 年 4 月 1 日より前に満了する場合には、この日付から 6 ヶ月以内であれば分割出願を行うことができ、2010 年 4 月 1 日の時点で改正後の第 36 規則による 24 ヶ月の期間内にある場合には、当該期間は少なくとも 6 ヶ月にわたり係属することが規定されています。

上記の規則改正および経過措置の詳細につきましては、下記 EPO の HP をご参照下さい。

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/decisions/archive/20090325.html>

以上